

【高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を希望される方は必ず事前にお読みください】

高齢者肺炎球菌ワクチン(20価)*説明書

「高齢者肺炎球菌」予防接種は、平成26年10月1日から予防接種法に基づく定期の予防接種になりました。また、令和8年4月1日より、接種するワクチンが沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンに変更になりました。接種を希望する方は、この説明書をお読みになり、対象者、予防接種の効果、副反応や健康被害救済制度などをよく理解し、かかりつけ医とよくご相談のうえ接種してください。

*20種類の肺炎球菌の成分が含まれています。

対象者

富士見市・ふじみ野市・三芳町に住民登録があり、本人が接種を希望し、過去に定期予防接種として肺炎球菌ワクチンの接種を1回も受けたことがない方で、下記の①または②に該当する方

- ① 対象年齢：接種日に、65歳以上66歳未満の方
- ② 接種日に、満60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいやを有する方（各障がいともおおむね身体障害者手帳の1級程度）。

接種回数

1回

1年を通じて接種できます。体調の良い時に接種してください。

※インフルエンザワクチンと異なり、毎年接種するワクチンではありません。

自己負担金

5,400円（公費負担額を差し引いてある金額）

対象者のうち、生活保護受給世帯は無料です。医療機関の窓口で受給証をご提示ください。

※過去に定期予防接種として肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は、定期予防接種の対象外です。（万が一、1回でも接種を受けたことがある方が接種をした場合、全額自己負担となりますので十分ご注意ください）

接種方法

直接、富士見市・ふじみ野市・三芳町（二市一町）の実施医療機関にお申し込みください。実施医療機関に、必要な書類（予診票）があります。

接種時は、マイナンバーカードなど住所と生年月日が確認できるものをご持参ください。

二市一町の実施医療機関以外で接種を希望する場合は、必ず事前にお住まいの予防接種担当課にお問い合わせください。

定期接種の対象者について（国の方針）

定期接種の対象者は満65歳（65歳の誕生日前日から66歳の誕生日前日まで）のみです。

なお、接種日に満60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいやヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや、各障がいともおおむね身体障害者手帳の1級程度）についても定期接種の対象となりますが、生涯1回限りです（例えば60歳で接種を受けた方は、65歳となった時には対象となりません）。

〈接種を希望する本人の意思確認の必要性〉

この予防接種は、主に個人の発病・重症化防止目的のために行うものであることから、ご本人が自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ、接種を行います。また、接種を受けるご本人が、麻痺などがあって希望書（予診票の下欄）に自署ができない場合や、正確な意思の確認が難しい場合などには、家族やかかりつけ医、高齢者施設の従事者など日頃から身近に寄り添い、意思疎通を図っている方々によって、特に慎重にご本人に接種意思の有無の確認を含め、接種適応を決定する必要があります（最終的に確認ができなかった場合には、予防接種法にもとづく接種はできません。全額自己負担となります）。

予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱している方（医療機関（施設）の体温計で適切に測定し、37.5℃（腋窩温又はこれに相当するもの）以上の方）
- ② 重い急性疾患にかかっている方
- ③ このワクチンに含まれる成分によってアナフィラキシー（*通常接種後30分以内に起こる、汗がたくさん出る、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状やショック状態になるような、はげしい全身反応のこと）を起こしたことがある方
- ④ 上記にあげる方のほか、予防接種を行なう事が不適切な状態にある方

予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない方

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患や発育障がいなどのある方
- ② 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹などのアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）の既往がある方
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤ このワクチンの成分に対してアレルギーをおこすおそれのある方

予防接種を受けた後の注意事項

- ① 接種後24時間は副反応（健康状態の変化）の出現に注意しましょう。特に、接種直後の30分以内は急激な健康状態の変化に注意し、医師（医療機関）とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。
- ② 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動は避けましょう。
- ③ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化、さらに高熱、けいれん等の異常な症状があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。
- ④ 上記③の場合において、医師の診察を受けたときは、速やかに各市町の予防接種担当課に連絡してください。
- ⑤ 接種を受けた後に出現した症状が予防接種後副反応報告基準に該当する場合は、医師から厚生労働省へ報告が行われますが、接種を受けたご本人またはその家族からも報告を行うことができます。詳細は、各市町の予防接種担当課へお問い合わせください。
- ⑥ 接種当日の入浴は差し支えありません（接種部位を強くこすことはやめましょう）。

ワクチンの効果と副反応

肺炎球菌には、100種類以上の血清型があり、定期接種で使用される沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）は、そのうち20種類の血清型を対象としたワクチンであり、この20種類の血清型は成人侵襲性肺炎球菌感染症の原因の約5～6割を占めるという研究結果があります。また、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）は、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

※侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

ワクチン接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシー、痙攣（熱性けいれんを含む）、血小板減少性紫斑病がみられることがあります。

発現割合	主な副反応
30%以上	疼痛・圧痛*（59.6%）、筋肉痛（38.2%）、疲労（30.3%）
10%以上	頭痛（21.7%）、関節痛（11.6%）
1%以上	紅斑、腫脹

*ワクチンを接種した部位の症状

予防接種による健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合、このワクチンと因果関係があることを厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

ご不明な点は、かかりつけ医または右記の問い合わせ先へご相談ください。

（問合せ）

富士見市健康増進センター TEL：049-252-3771

ふじみ野市保健センター TEL：049-264-8292

三芳町役場健康増進課 TEL：049-258-0019
健康推進担当